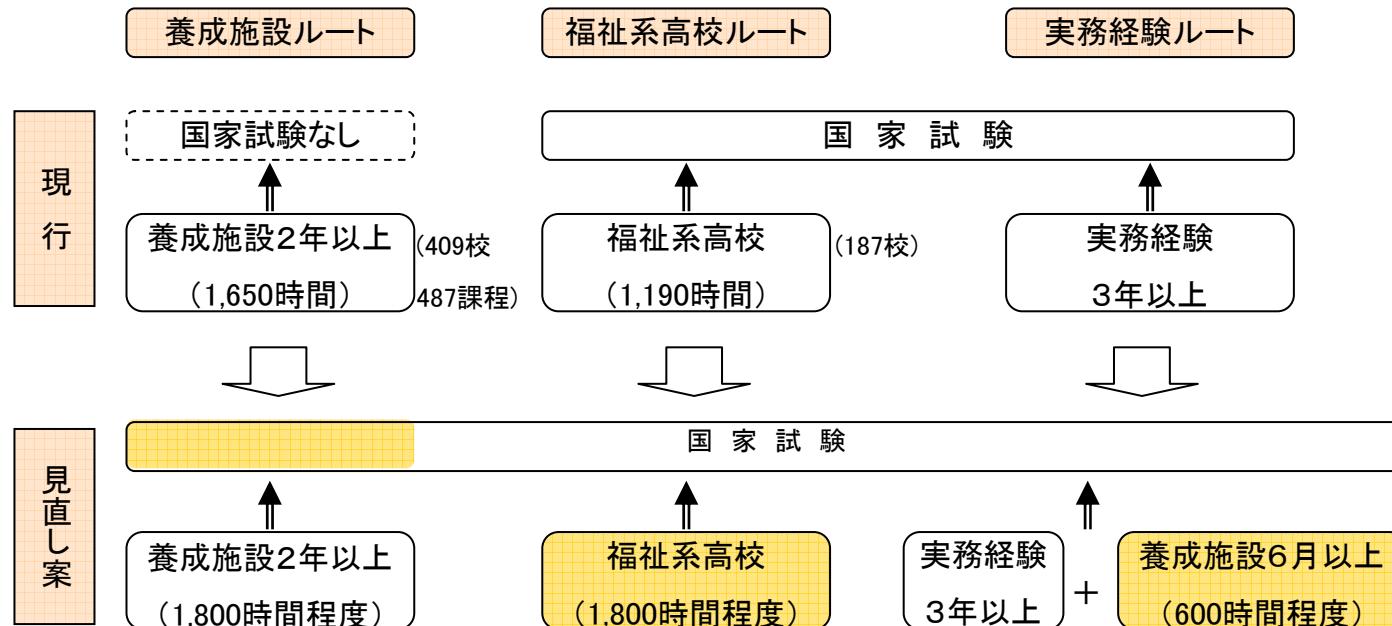


## IV 資格取得方法の見直し ①介護福祉士

資質の向上を図るため、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、資格取得方法を一元化する。



### 【参考】現行の資格取得者数等の状況

	平成18年度資格取得者	これまでの資格取得者数の累計
養成施設ルート	約2.0万人 (約25%)	約20.6万人 (約37%)
福祉系高校ルート	約0.5万人 (約5%)	約34.2万人 (約63%)
実務経験ルート	約5.6万人 (約70%)	
合計	約8.0万人	約54.8万人

\* 平成18年の国家試験の状況  
受験者数 約13.0万人  
合格者数 約 6.1万人  
(合格率約47%)

## A 養成施設ルートの見直し

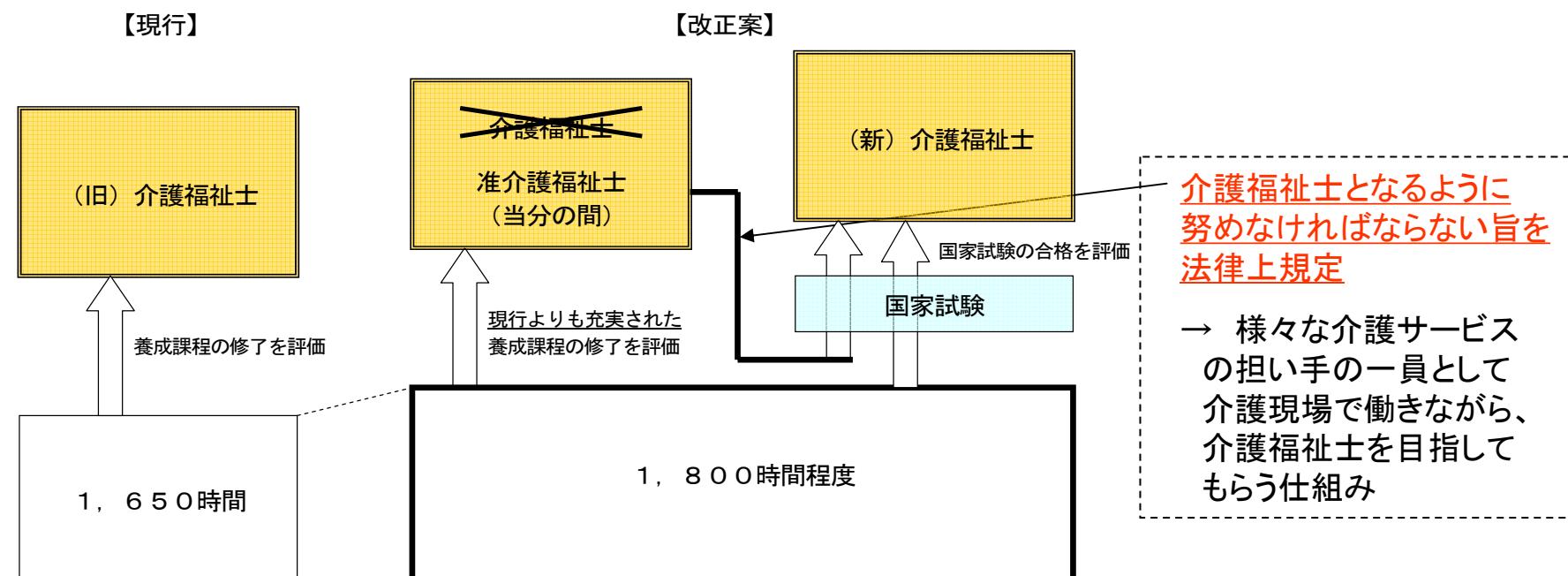
資格を取得するためには、新たに国家試験を受験する仕組みとする。

(平成24年4月1日施行 → 平成25年1月試験から実施)

### 経過措置

養成施設の卒業者は、当分の間、准介護福祉士の名称を用いることができる。

- 養成施設の卒業者は、改正前の制度の下では介護福祉士の資格を取得できた者であったことを踏まえた経過的配慮
- 養成施設の卒業者は国家試験を経ることなく介護福祉士の資格を取得することができる現行制度を前提として、フィリピンとの間の経済連携協定の中でその受入が盛り込まれていることとの整合の確保



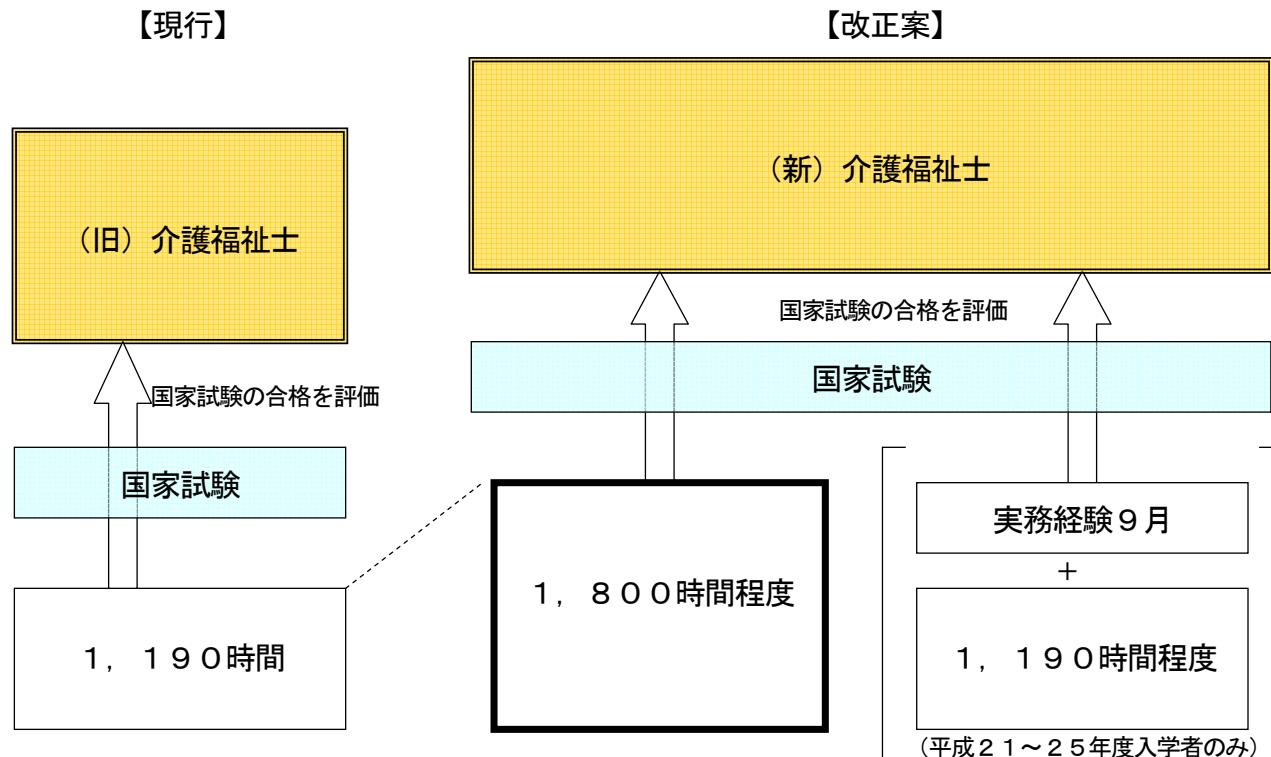
## B 福祉系高校ルートの見直し

教科目・時間数だけでなく新たに教員要件、教科目の内容等にも基準を課すとともに、文部科学大臣・厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとする。

(新しい教育カリキュラムの実施に併せ、平成21年4月1日施行)

### 経過措置

教育内容の充実が困難な福祉系高校については、平成21年度から平成25年度までの入学者に限り、現行の1,190時間程度の課程を卒業した後に9月以上の実務経験を経た場合に、国家試験の受験資格を付与する。



## C 実務経験ルートの見直し

3年以上の実務経験に加え、新たに6月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験する仕組みとする。

(平成24年4月1日施行 → 平成25年1月試験から実施)

\* 通信課程等を認め、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮する。

## D 見直しの実施スケジュール

新しい教育カリキュラム実施(省令)



福祉系高校の教育内容に新たに基準を課し、文部科学大臣・厚生労働大臣が指導監督

現行の教育カリキュラム  
新しい教育カリキュラム

新たに6月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験

## IV 資格取得方法の見直し ②社会福祉士

福祉現場における高い実践力を有する社会福祉士を養成するための資格取得方法の見直しを行う。

